

資料 1-2

Doc No. MA035B-SC-A02 Rev.1

2022年6月16日

日立造船株式会社

補足説明資料 5-1

5 条

津波による損傷の防止

津波に対する安全機能維持に関する説明資料

目 次

1. 特定機器型式証明申請に係る要求事項への適合性のための設計方針……………	1
2. 要求事項 ……………	3
3. 要求事項への適合性……………	7
4. 参考文献 ……………	25

別紙 1 津波荷重作用時の特定兼用キャスクの機能維持評価

1. 特定機器型式証明申請に係る要求事項への適合性のための設計方針

(1) 特定機器型式証明申請に係る要求事項に対する適合性

発電用原子炉施設に使用する特定機器の設計の型式証明申請に係る Hitz-P24 型の安全設計について、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性のための設計方針を以下に示す。

(津波による損傷の防止)

第五条 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準津波

適合のための設計方針

1 について

型式証明申請の範囲外とする。

2 について

Hitz-P24 型は、第一号に規定する「兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定める津波」による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

(2) 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響

Hitz-P24 型は、Hitz-P24 型を発電用原子炉施設において使用した場合に発電用原子炉施設の安全性を損なうような影響を及ぼさない設計とする。以下、Hitz-P24 型を発電用原子炉施設において使用した場合に発電用原子炉施設の安全性を損なうような影響を及ぼさないことを、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則に沿って確認する。

(津波による損傷の防止)

第五条 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準津波

適合のための設計方針

1 について

型式証明申請の範囲外とする。

2 について

Hitz-P24 型は、第一号に規定する「兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定める津波」による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

以上より、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

2. 要求事項

特定機器の設計の型式証明申請において、兼用キャスクの津波に対する要求事項は以下のとおりである。

(1) 設置許可基準規則要求事項

a. 設置許可基準規則第5条第2項

兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

- 一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの
- 二 基準津波

b. 設置許可基準規則解釈別記4第5条第1項第1号

第5条第2項の津波の設定に当たっては、以下の方針によること。

- 一 第1号に規定する「兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの」については、兼用キャスク告示第2条によるものとする。

c. 設置許可基準規則解釈別記4第5条第2項第1号

第5条第2項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、兼用キャスクの設計に当たっては、以下の方針によること。

- 一 兼用キャスク告示第2条に定める津波に対する兼用キャスクの設計については、次のとおりとする。
 - ・津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものであること。
 - ・上記の「漂流物の衝突」については、質量 100 トンの漂流物の衝突とすること。
 - ・上記の波力及び衝突による荷重については、同時に作用させること。

d. 兼用キャスク告示第2条

設置許可基準規則第5条第2項第1号の原子力規制委員会が別に定める津波は、浸水深が 10 メートルで、流速が 20 メートル毎秒である津波とする。

(2) 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド確認事項

「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」に記載されている津波に対する【審査における確認事項】及び【確認内容】は以下のとおりである。

a. 「4.2 考慮する自然現象等の設定方針 4.2.2 津波」

【審査における確認事項】

『

設置変更許可基準規則第5条第2項に規定する津波による作用力を適用していること。

』

【確認内容】

『

(1) 設置許可基準規則の解釈別記4第5条第1項及び第2項に基づき、兼用キャスク告示で定める津波又は基準津波を定めていること。

(2) 設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波として、以下のいずれかを適用していること。

①兼用キャスク告示で定める津波による作用力

兼用キャスクの設置位置への津波の遡上を前提とし、兼用キャスクに作用する津波荷重として、波力及び漂流物衝突荷重を考慮する。これらを算出するために必要な浸水深、流速及び漂流物質量は以下のとおり。

- ・浸水深 : 10m
- ・流速 : 20m/s
- ・漂流物質量 : 100t

②基準津波による作用力

設置許可基準規則の解釈別記3に基づく基準津波を用いた津波伝播解析及び遡上解析により兼用キャスクへの入力津波を評価する。

』

b. 「4.3.2 津波に対する設計方針 4.3.2.1 基本方針」

【審査における確認事項】

『

兼用キャスクは、「4.2.2 津波」に示す津波による作用力に対して安全機能が維持されること。

』

【確認内容】

『

- (1) 兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合は、津波が兼用キャスクの設置位置へ遡上することを前提とした評価が行われていること。
- (2) 津波に対する評価に際しては、必要に応じて「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」及び「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を参考に行っていること。

』

c. 「4.3.2 津波に対する設計方針 4.3.2.2 設計・評価の方針」

【審査における確認事項】

『

兼用キャスクに対する津波の影響については、兼用キャスクの設置方法に応じて適切な評価を実施し、津波による作用力に対して兼用キャスクの安全機能が維持される設計であること。

』

【確認内容】

『

以下を踏まえたものであること。また、工事計画認可においては、津波荷重の設定、施設の寸法、構造及び強度が要求事項に適合するものであること。

- (1) 兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合
 - 1) 兼用キャスクの評価において保守的な荷重の作用及び組合せを設定すること
 - 2) 1) において考慮する荷重としては、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重を基本とし、それぞれの荷重については、兼用キャスクの評価上最も厳しくなる位置へ作用させること。
 - 3) 津波波力及び漂流物荷重は、以下の指針等を参考に設定することができる。

①津波波力（津波波圧）

- ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針

②漂流物衝突荷重

- ・道路橋示方書・同解説（I 共通編・IV下部構造編）

- 4) 津波荷重に対する兼用キャスクの評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により行うこと。

(2) 基準津波を適用する場合

遡上解析の結果、兼用キャスクの設置地盤の高さや津波防護施設等により、兼用キャスクの設置位置への津波の遡上がない場合、津波による作用力に対する評価は不要とする。

』

3. 要求事項への適合性

(1) 設置許可基準規則への適合性

Hitz-P24 型の津波による損傷防止に関する設計は、以下のとおり設置許可基準規則に適合している。

- | |
|--|
| <p>a. 設置許可基準規則第 5 条第 2 項
兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの二 基準津波 <p>b. 設置許可基準規則解釈別記 4 第 5 条第 1 項第 1 号
第 5 条第 2 項の津波の設定に当たっては、以下の方針によること。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第 1 号に規定する「兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの」については、兼用キャスク告示第 2 条によるものとする。 <p>c. 設置許可基準規則解釈別記 4 第 5 条第 2 項第 1 号
第 5 条第 2 項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、兼用キャスクの設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <ul style="list-style-type: none">一 兼用キャスク告示第 2 条に定める津波に対する兼用キャスクの設計については、次のとおりとする。<ul style="list-style-type: none">・津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものであること。・上記の「漂流物の衝突」については、質量 100 トンの漂流物の衝突とすること。・上記の波力及び衝突による荷重については、同時に作用させること。 <p>d. 兼用キャスク告示第 2 条
設置許可基準規則第 5 条第 2 項第 1 号の原子力規制委員会が別に定める津波は、浸水深が 10 メートルで、流速が 20 メートル毎秒である津波とする。</p> |
|--|

Hitz-P24 型は、兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために合理的な津波として原子力規制委員会が別に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する部位は、おおむね弾性状態に留まるようにし、臨界防止機能を担保するバスケットプレートは、臨界防止上有意な変形を起こさないように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。

3. (2) 審査ガイドへの適合性の説明に示すとおり、津波荷重が作用した場合の評価に用いる津波荷重は、兼用キャスク告示で定める津波による作用力とし、浸水深に基づく津波波力及び質量 100 トンの漂流物の衝突による漂流物荷重を同時に作用させるとともに、供用中に作用する荷重（圧力荷重、機械的荷重及び熱荷重）を組み合わせることとしている。また、安全上適切と認められる規格等で妥当性が確認されている値を許容限界とすることに加え、上記による荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有すること、及び、特定兼用キャスクの密封境界部についてはおおむね弾性状態に留まる値を許容限界とした。上記条件に基づく機能維持評価の結果、特定兼用キャスクの安全機能を担保する構成部材が許容限界を満足することから、津波に対して安全機能が維持されることを確認した。

(2) 審査ガイドへの適合性

審査ガイドでは、兼用キャスクの有する安全機能を維持するために自然現象等に対する基本方針の妥当性を確認することが定められており、兼用キャスクの津波に対する設計は、以下のとおり審査ガイドの確認内容に適合している。

<2. (2) a.に対する適合性>

【確認内容】

- (1) 設置許可基準規則の解釈別記4第5条第1項及び第2項に基づき、兼用キャスク告示で定める津波又は基準津波を定めていること。
- (2) 設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波として、以下のいずれかを適用していること。

①兼用キャスク告示で定める津波による作用力

兼用キャスクの設置位置への津波の遡上を前提とし、兼用キャスクに作用する津波荷重として、波力及び漂流物衝突荷重を考慮する。これらを算出するために必要な浸水深、流速及び漂流物質量は以下のとおり。

- ・浸水深 : 10m
- ・流速 : 20m/s
- ・漂流物質量 : 100t

②基準津波による作用力

設置許可基準規則の解釈別記3に基づく基準津波を用いた津波伝播解析及び遡上解析により兼用キャスクへの入力津波を評価する。

Hitz-P24型に津波荷重が作用した場合の評価に用いる津波荷重は、兼用キャスク告示で定める津波による作用力とし、波力及び漂流物荷重を考慮する。これらを算出するための条件は以下のとおりである。

- ・浸水深 : 10m
- ・流速 : 20m/s
- ・漂流物質量 : 100t

<2. (2) b.に対する適合性>

【確認内容】

- (1) 兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合は、津波が兼用キャスクの設置位置へ遡上することを前提とした評価が行われていること。
- (2) 津波に対する評価に際しては、必要に応じて「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」及び「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を参考にしていること。

Hitz-P24 型に津波荷重が作用した場合の評価は、津波が Hitz-P24 型の設置位置へ遡上することを前提として耐津波設計に係る工認審査ガイドを参考に実施し、Hitz-P24 型の安全機能が維持されることを確認する。

<2. (2) c.に対する適合性>

【確認内容】

以下を踏まえたものであること。また、工事計画認可においては、津波荷重の設定、施設の寸法、構造及び強度が要求事項に適合するものであること。

(1) 兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合

- 1) 兼用キャスクの評価において保守的な荷重の作用及び組合せを設定すること
- 2) 1) において考慮する荷重としては、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重を基本とし、それぞれの荷重については、兼用キャスクの評価上最も厳しくなる位置へ作用させること。
- 3) 津波波力及び漂流物荷重は、以下の指針等を参考に設定することができる。
 - ①津波波力（津波波圧）
 - ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針
 - ②漂流物衝突荷重
 - ・道路橋示方書・同解説（I 共通編・IV下部構造編）
- 4) 津波荷重に対する兼用キャスクの評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により行うこと。

津波波力は、東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針、漂流物衝突荷重は、道路橋示方書・同解説（I 共通編・IV下部構造編）に基づきそれぞれ設定する。

津波荷重が作用した場合の評価においては、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重が同時に作用することに加え、供用中に作用する荷重（圧力荷重、機械的荷重及び熱荷重）を組み合わせ、Hitz-P24型の評価上最も厳しくなる位置へ作用させる。

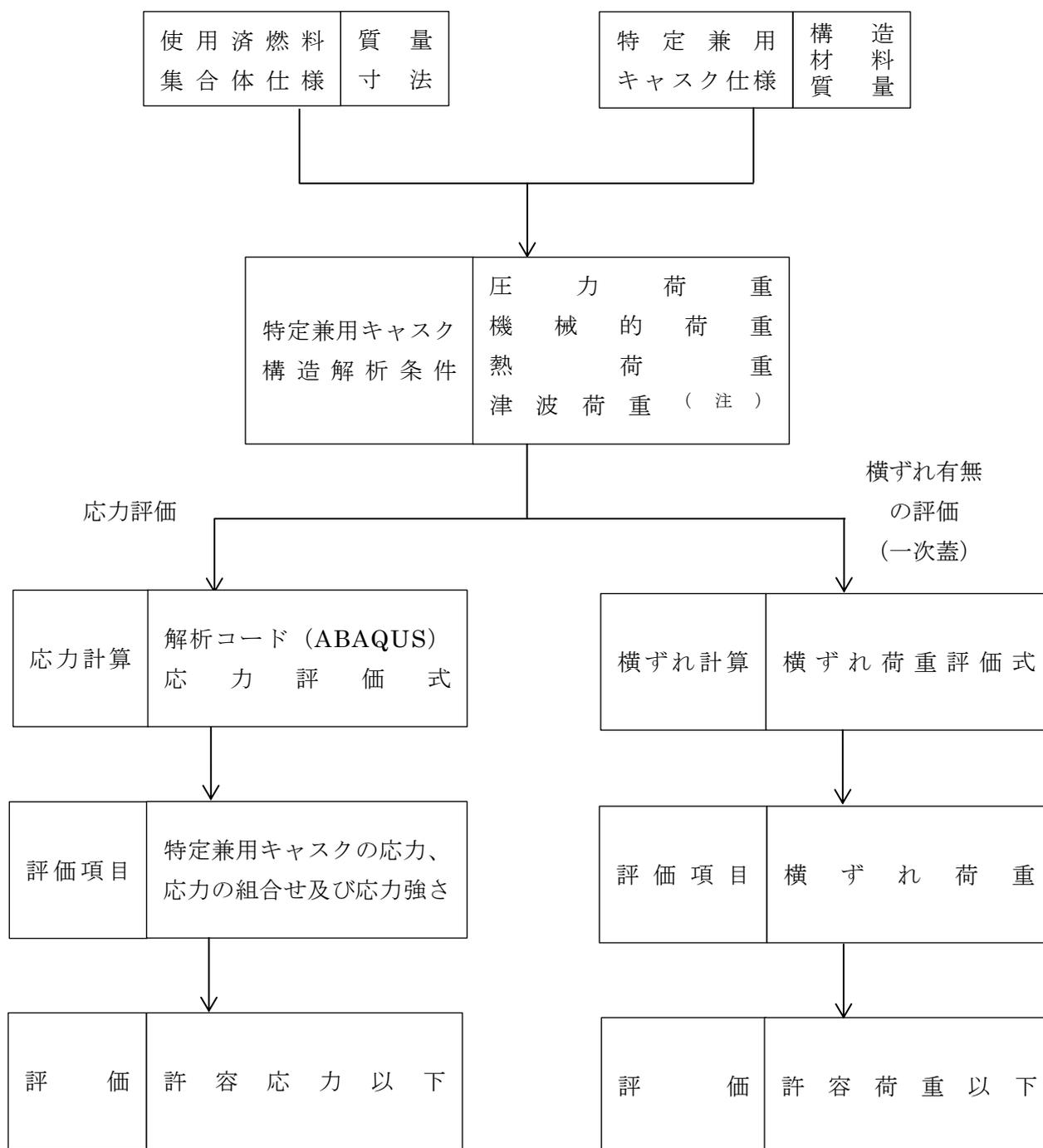
津波荷重に対する兼用キャスクの詳細評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により実施する。

型式証明における設計方針への妥当性確認として、津波荷重を包絡する設計荷重が作用した場合の応力評価結果を用いて、津波荷重が作用した場合の機能性維持評価を実施し、Hitz-P24型の安全機能が維持されることを確認する。機能維持評価の概要を以下に示す。

＜津波荷重による Hitz-P24 型の機能維持評価＞

津波荷重が Hitz-P24 型に作用した場合の機能維持評価フローを図 1 に示す。津波荷重が作用した場合の機能維持評価は、Hitz-P24 型の安全機能を担保する構成部材として、閉じ込め機能を担う密封境界部（一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト）、遮蔽機能を担う外筒（ガンマ線遮蔽材で最も板厚が薄く、中性子遮蔽材を支持する部位）、臨界防止機能を担うバスケット、除熱機能を担う伝熱フィンを評価対象とする。

密封境界部及びバスケットは金属キャスク構造規格⁽¹⁾に定める供用状態 D の許容応力を許容限界とする。また、外筒及び伝熱フィンについては、破損しないことを確認することで、部材が欠損せず、安全機能が損なわれるおそれがないことを確認する。



(注) 閉じ込め機能を担う密封境界部（一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト）、臨界防止機能を担うバスケット、及び、一次蓋の横ずれ有無の評価においては、津波荷重を包絡する設計荷重を作用させる。

図 1 津波荷重作用時の Hitz-P24 型の機能維持評価フロー

(1) 津波荷重の設定

機能維持評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせは、以下のとおり設定する。

①津波波力 (P_t)

津波波力 P_t は、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」に示される評価式により算定する。津波の浸水深は 10m であり、Hitz-P24 型を越流するため、三角形分布の波圧のうち、Hitz-P24 型が存在する高さまでの台形分布 (図 2 参照) が Hitz-P24 型に作用する。

計算条件及び計算結果を表 1 に示す。

$$P_t = \rho \cdot g \cdot \int_{z_1}^{z_2} (a \cdot h - z) B \cdot dz$$

$$= \rho \cdot g \cdot B \left\{ \left(a \cdot h \cdot z_2 - \frac{1}{2} z_2^2 \right) - \left(a \cdot h \cdot z_1 - \frac{1}{2} z_1^2 \right) \right\}$$

ここで、

- ρ : 海水の密度 (=1050 kg/m³)
- g : 重力加速度 (=9.80665 m/s²)
- a : 水深係数 (=3)
- h : 浸水深 (=10 m)
- z_1 : 受圧面の最小高さ ($0 \leq z_1 \leq z_2$) (m)
- z_2 : 受圧面の最大高さ ($z_1 \leq z_2 \leq h$) (m)
- B : 受圧面の幅 (m)

表 1 津波波力の計算条件及び計算結果

項目	記号	単位	計算条件又は計算結果
浸水深	h	m	10
受圧面の最小高さ	z_1	m	0
受圧面の最大高さ	z_2	m	5.034
構造物 (Hitz-P24 型) の幅	B	m	2.659 (注 1)
津波波力	P_t	kN	3.79×10^3

(注 1) 縦置き状態において Hitz-P24 型の幅が最大となる外筒外径とする。(図 2 参照)

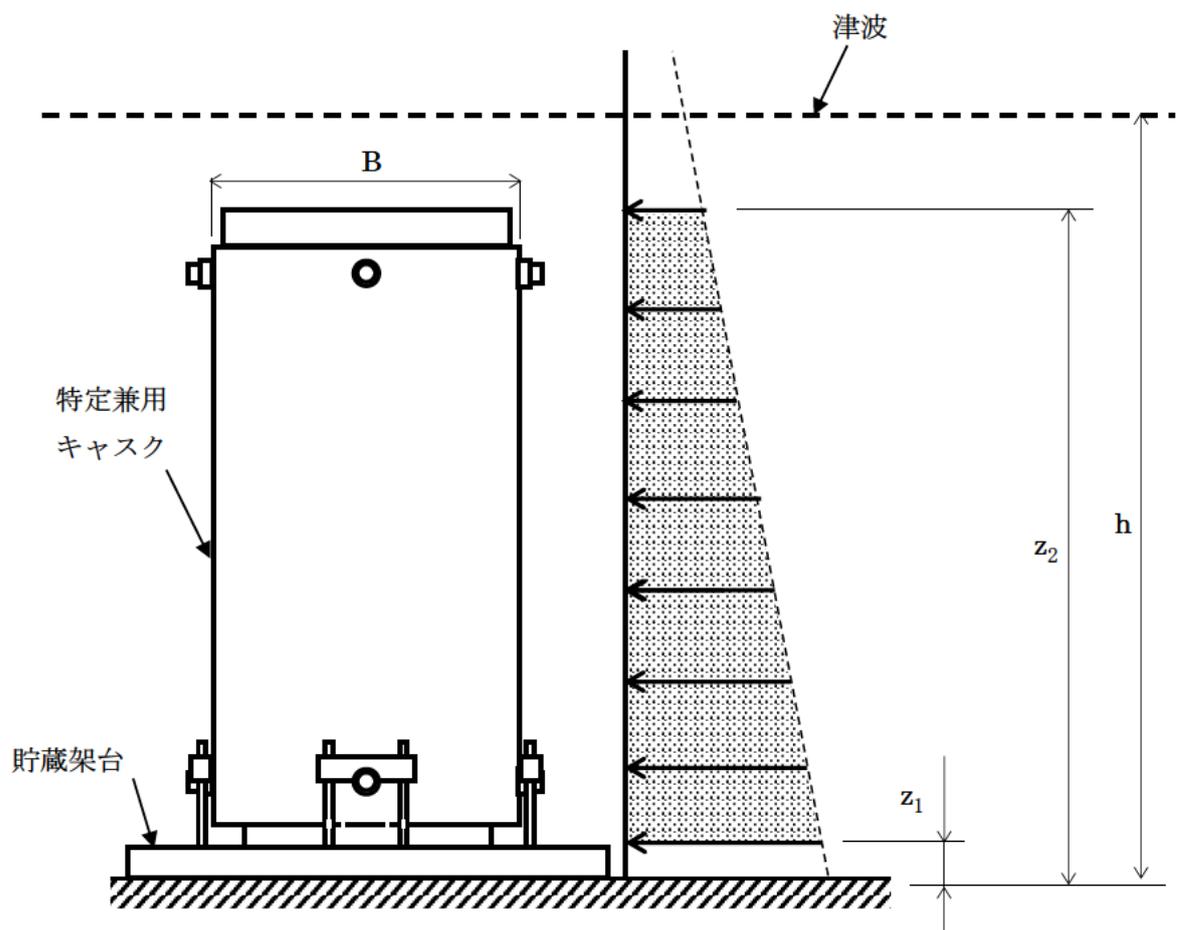


図 2 津波波力の評価モデル

②漂流物衝突荷重 (P_c)

漂流物衝突荷重 P_c は、「道路橋示方書・同解説 (I 共通編・IV 下部構造編)」に示される次の衝突荷重の評価式により算定する。

計算条件及び計算結果を表 2 に示す。

$$P_c = 0.1 \cdot W \cdot v$$

ここで、 W : 漂流物の質量 (N)

v : 表面流速 (m/s)

表 2 漂流物荷重の計算条件及び計算結果

項目	記号	単位	計算条件又は計算結果
漂流物の重量	W	kN	9.80665×10^2 (注 1)
表面流速	v	m/s	20
漂流物衝突荷重	P_c	kN	1.97×10^3

(注 1) 漂流物質量 100 t に重力加速度を乗じた値である。

③荷重の組合せ

機能維持評価に用いる津波荷重は、津波波力 (P_t) 及び漂流物衝突荷重 (P_c) を組み合わせる (表 3 参照)。

表 3 津波荷重

項目	記号	単位	計算条件又は計算結果
津波波力	P_t	kN	3.79×10^3
漂流物衝突荷重	P_c	kN	1.97×10^3
津波荷重	P	kN	5.75×10^3

(2) 機能維持評価

機能維持評価においては、津波荷重が各評価部位に対して最も厳しくなる位置に作用した場合の評価を行い、Hitz-P24 型の安全機能が損なわれるおそれがないことを示す。

a. 評価方法

(a) 一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト

密封機能を担保する部材である一次蓋シール部及び一次蓋ボルトについては、津波荷重を包絡する設計荷重を設定し、設計荷重が特定兼用キャスクに作用するものとして有限要素法を用いた ABAQUS コード^(注)により評価する。

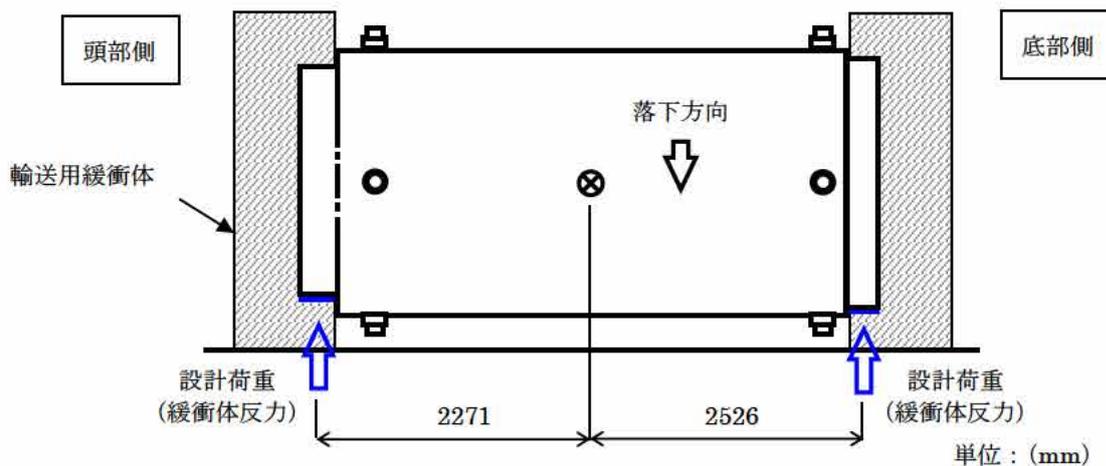
i. 設計荷重の設定

設計荷重として、津波荷重 (5.75×10^3 kN) を包絡する値 (2.37×10^4 kN) を用いる (表 4 参照)。また、設計荷重の作用状態としては、輸送用緩衝体を装着した Hitz-P24 型が落下した場合に、設計荷重が緩衝体反力としてフランジ側面及び底板側面に作用した状態を想定する (図 3 参照)。

表 4 津波荷重と設計荷重の比較

項目	津波荷重 (kN)	設計荷重 ^(注) (kN)
数値	5.75×10^3	2.37×10^4

(注) 特定兼用キャスク全体に作用する荷重である。

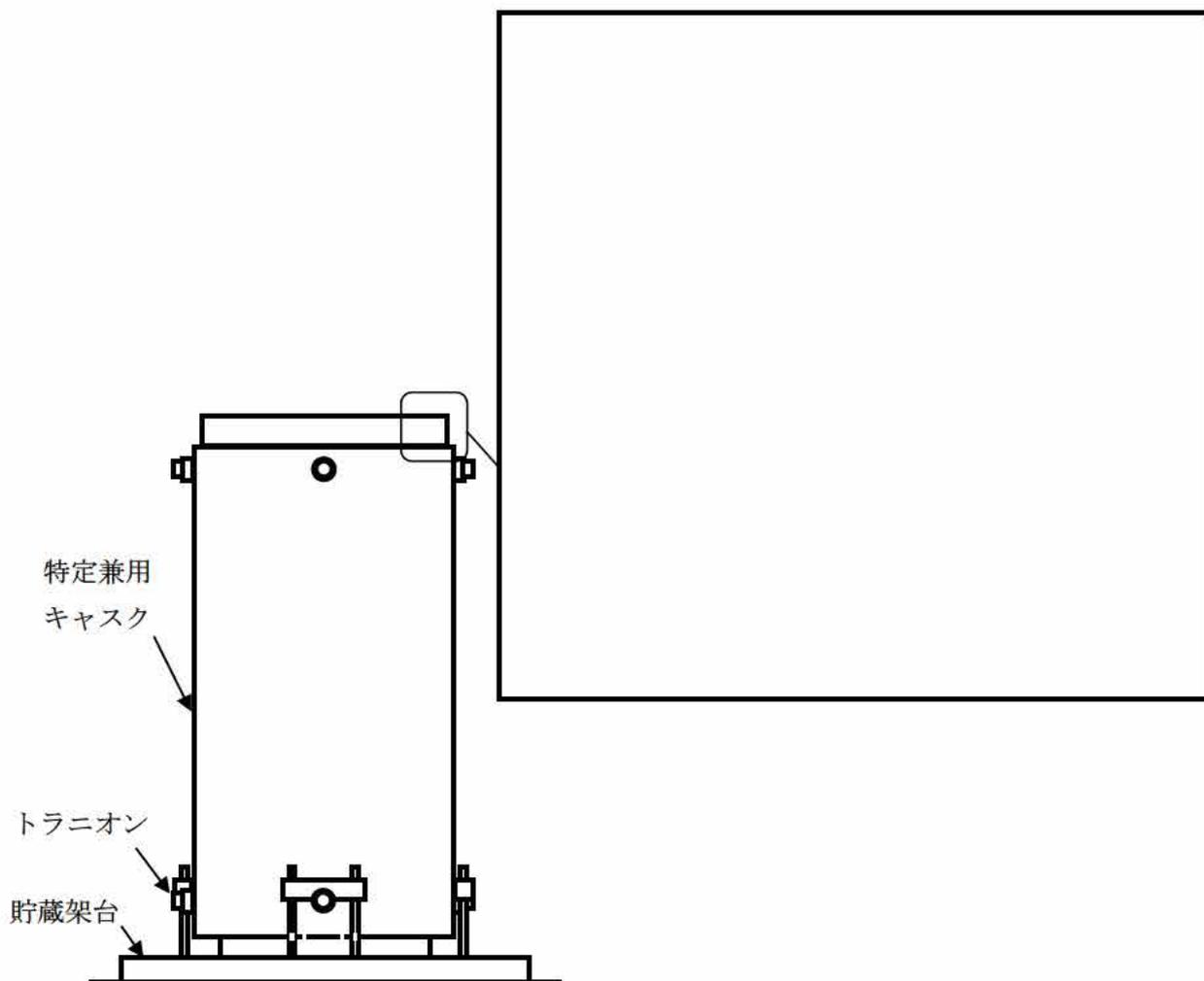


(注) ABAQUS コードの説明については、補足説明資料 16-7 「Hitz-P24 型を通常に取り扱う場合の設計上想定される事象に関する説明資料」参照。

ii. 設計荷重を用いることの妥当性

表 4 に示すとおり、設計荷重としては津波荷重を包絡する値を設定しているが、設計荷重の作用状態としては緩衝体反力としてフランジ側面と底板側面に作用した状態（図 3 参照）であり、フランジ側面だけに荷重が作用する津波荷重の作用状態（図 4 参照）とは異なる。

一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルトの評価においては、フランジ側面に作用する荷重の影響を支配的に受けることから、フランジ側面に作用する荷重値を比較し、設計荷重が津波荷重を包絡することを示す。また、フランジ側面に作用する荷重の作用範囲としても設計荷重が津波荷重を包絡することを示す。さらに、縦置き姿勢において津波荷重が作用する事象に対し、横置き姿勢で設計荷重が作用する状態を評価に用いることの適用性についても合わせて示す。



(注) 津波荷重（津波波力+漂流物衝突荷重）がすべてフランジ側面に作用する保守的な条件を想定

図 4 津波荷重の作用位置

(i) フランジ側面に作用する荷重値

図 3 に示す設計荷重によってフランジ側面に作用する荷重 F (kN) は次式により求められる。

$$F = F_d \times \frac{b}{a+b}$$

ここで、

F_d : 設計荷重 (= 2.37×10^4 kN)

a : Hitz-P24 型の重心からフランジ側面の荷重作用点までの距離
(= 2271 mm)

b : Hitz-P24 型の重心から底板側面の荷重作用点までの距離
(= 2526 mm)

よって、 $F = 1.25 \times 10^4$ (kN) となる。

以上より、設計荷重によってフランジ側面に作用する荷重 (1.25×10^4 kN) は、津波荷重 (5.75×10^3 kN) を包絡する。

(ii) フランジ側面に作用する荷重の作用範囲

兼用キャスク告示には漂流物の大きさに関する規定はないが、津波荷重を算定する際の漂流物の質量を 100t としていることから、ここでは漂流物として質量 100t 級の船舶を想定する。一方、補足説明資料 6-1「竜巻及びその他外部事象に対する安全機能維持に関する説明資料」に示す飛来物の衝突に関しては、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド（以下「竜巻影響評価ガイド」という。）の解説表 4.1 において設計飛来物となるトラック (4.75ton) の寸法が規定されている。

船舶 (100ton) からの荷重作用範囲はトラック (4.75ton) からの荷重作用範囲より十分大きいと考えられることから、フランジ側面に作用する荷重の作用範囲としては荷重作用範囲がより小さい設計飛来物 (トラック) の方が厳しい条件となる。よって、ここでは設計飛来物 (トラック) の寸法を用いて、設計荷重によりフランジ側面に作用する荷重の作用範囲の妥当性を示す。

竜巻影響評価ガイドの解説表 4.1 より、設計飛来物となるトラックの寸法は、長さ 5m × 幅 1.9m × 奥行 1.3m である。Riera の式に基づく飛来物衝突荷重の算出において設計飛来物の衝突方向長さを保守的に最小長さである 1.3m としていることから、フランジ側面に作用する荷重作用範囲としては長さ 5m 及び幅 1.9m のうち荷重作用範囲が小さい 1.9m を用いて検討を行う。

設計荷重作用時及び設計飛来物 (トラック) 衝突時の荷重作用範囲を図 5 に示す。図 5 に示すように、設計荷重によりフランジ側面に作用する荷重のうち、トラック幅 1.9m と同じ範囲に作用する荷重は 1.20×10^4 (kN) であり、飛来物衝突荷重 (8.45×10^3 kN) を包絡する。したがって、設計荷重によりフランジ側面に作用す

る荷重は、津波荷重及び飛来物衝突荷重によってフランジ側面に作用する荷重を包絡する。

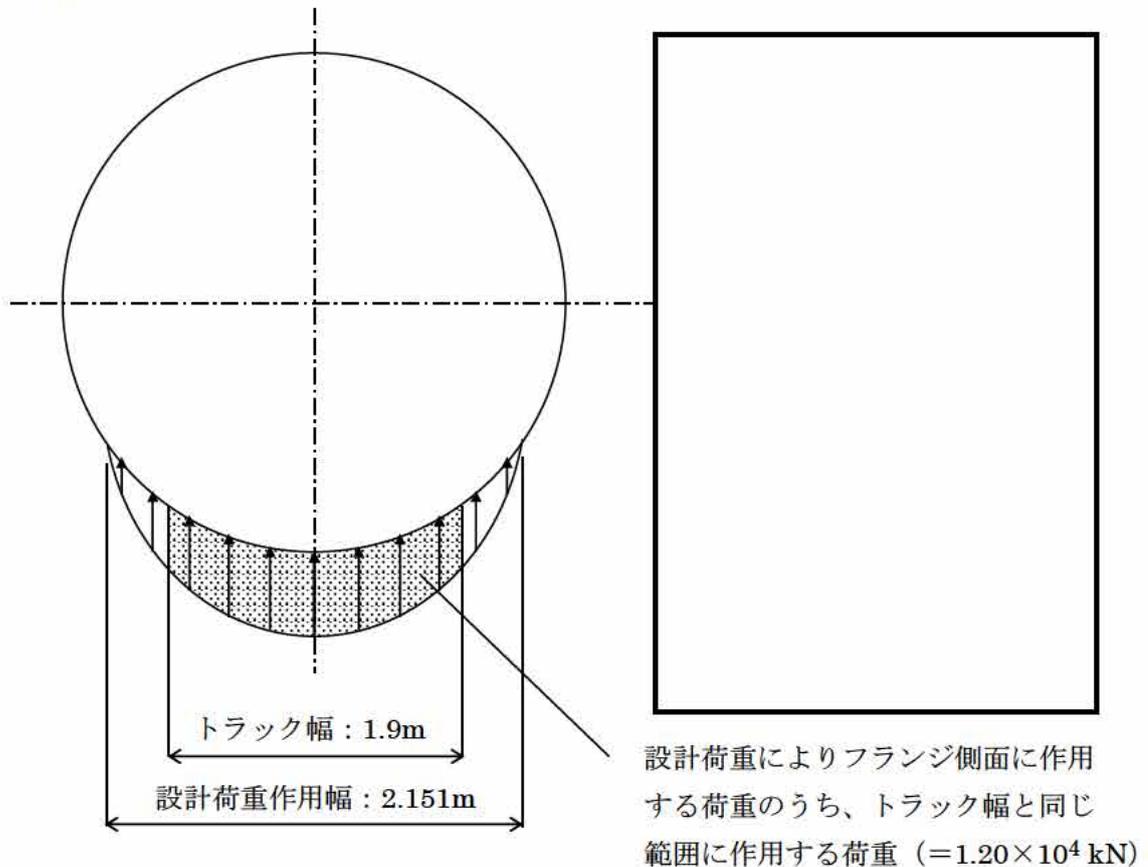


図5 設計荷重作用時及び設計飛来物（トラック）衝突時の荷重作用範囲

(iii) 姿勢の違いによる設計荷重の適用性

津波荷重及び設計荷重における荷重条件の比較を図6に示す。図6に示すとおり、設計荷重作用時の特定兼用キャスクに作用する径方向の荷重としては、津波荷重を包絡する設計荷重が作用するとともに、特定兼用キャスクに衝撃加速度が作用する保守的な条件となっている。

また、特定兼用キャスクに作用する軸方向の荷重としては、津波荷重作用時には自重が作用するが、設計荷重作用時には軸方向の荷重は作用しない。ただし、自重による荷重は設計荷重 (2.37×10^4 kN) の約 $1/20$ であり、設計荷重と比べて十分小さいことから、自重による機能維持評価への影響はない。

したがって、縦置き姿勢で津波荷重が作用する事象に対し、横置き姿勢で設計荷重が作用する状態を評価に用いることの適用性に問題はない。

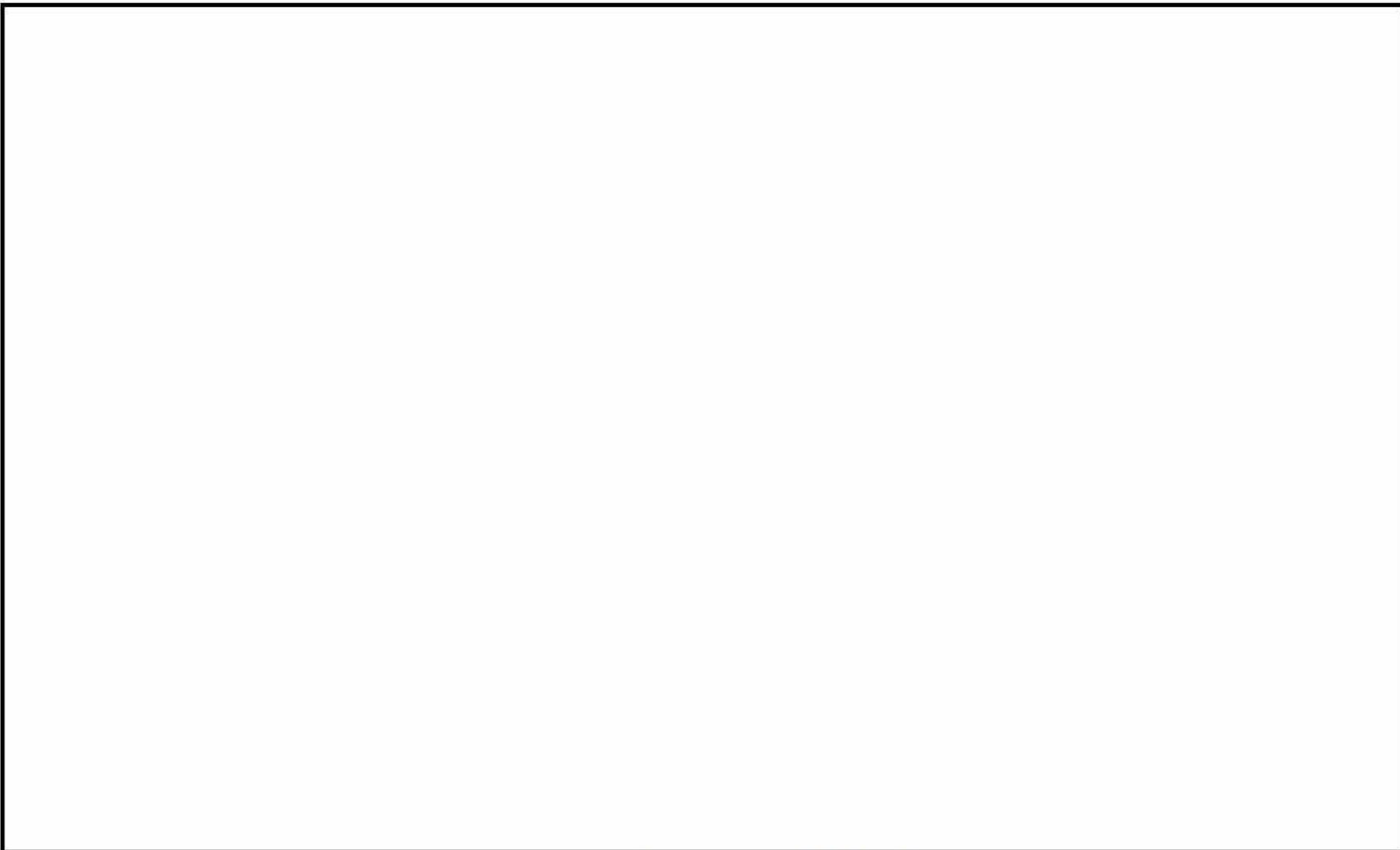


図6 津波荷重及び設計荷重における荷重条件の比較

(b) 外筒

外筒は、ガンマ線遮蔽材で最も板厚が薄く、中性子遮蔽材を支持する部位であることから、津波波力及び漂流物衝突荷重が同時に外筒に作用した場合の評価を行う。津波荷重作用時の外筒の評価は、外筒の全体挙動に関する評価と、漂流物が外筒に衝突する局部の評価を行う。

外筒の全体挙動に関する評価については、外筒を両端において固定とする梁と考え、津波波力は、保守的に特定兼用キャスクに作用する総荷重を外筒のみに等分布荷重として作用させる。また、漂流物衝突荷重は、外筒の長さ方向（キャスク軸方向）の中央位置に保守的に集中荷重として作用させ、外筒（中央）及び外筒端部に生じる応力を評価する。

漂流物が外筒に衝突する局部の評価については、漂流物の大きさに関する規定が兼用キャスク告示では定められていないため、ここでは、板の押し抜きせん断の荷重状態を仮定し、漂流物が外筒に衝突した場合にせん断破壊が発生する漂流物の大きさを評価する。

(c) バスケット

臨界防止機能を担うバスケットについては、(a) 項に示す一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルトと同様に、津波荷重を包絡する設計荷重が作用した場合の評価を行う。なお、バスケットは工学式により発生する応力を評価する。

(d) 伝熱フィン

除熱機能を担う伝熱フィンは、その外側に取付けられる外筒が津波波力及び漂流物衝突荷重によって破断した場合、除熱機能に影響を及ぼす。したがって、伝熱フィンについては、外筒に対する評価結果をふまえて伝熱フィンが破断しないことを確認する。

(e) 一次蓋の横ずれ有無

一次蓋の横ずれ有無の評価については、設計荷重が作用した場合の加速度によって一次蓋に作用する慣性力に対し、一次蓋ボルトの締付力により一次蓋に作用する摩擦力の方が大きいことを確認する。

b. 評価結果

機能維持評価の詳細を別紙 1 に、応力評価結果を表 5 に示す。表 5 に示すとおり、津波荷重を包絡する設計荷重が作用しても密封境界部（一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト）及びバスケットに生じる応力は、評価基準を満足する。また、表 6 に示すとおり、津波荷重作用時に一次蓋の横ずれは生じない。よって、津波荷重により閉じ込め機能及び臨界防止機能が損なわれることはない。

また、表 7 に示すとおり、外筒に生じる応力は評価基準を満足している。なお、漂流物の衝突により外筒にせん断破壊が発生するためには、漂流物の外径が約 113mm 以下である必要がある。本評価では、兼用キャスク告示に基づいて津波荷重を算定する際の漂流物の質量を 100t としているが、質量 100t 級の船舶を想定すると、船舶の Hitz-P24 型への衝突範囲は 113mm よりも十分大きいと考えられる。よって、外筒は塑性変形する可能性はあるが、破断しないため、遮蔽機能が損なわれることはない。

さらに、伝熱フィンについては、その外側に取付けられる外筒が漂流物との衝突位置において局所的に塑性変形することに伴い、伝熱フィンも局所的に塑性変形が生じる可能性があるが、伝熱フィンは外筒よりも大きな延性を有するため、伝熱フィンが破断することはない。よって、伝熱フィンの除熱機能が失われることはない。

したがって、津波荷重が作用しても Hitz-P24 型の安全機能は維持される。

表 5 津波荷重を包絡する設計荷重作用時の応力評価結果

(a) 密封境界部

評価部位	応力の種類 (注1)	計算値 (MPa)	評価基準値 (MPa) (注2)
一次蓋密封シール部	P_L	36	230
	P_L+P_b+Q	75	230
一次蓋ボルト	σ_m	213	913
	$\sigma_m+\sigma_b$	405	913

(注 1) P_L : 一次局部膜応力強さ、 P_b : 一次曲げ応力強さ、 Q : 二次応力強さ、 σ_m : 平均引張応力、 $\sigma_m + \sigma_b$: 平均引張応力+曲げ応力

(注 2) 一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルトの基準値は S_y である。

(b) バスケット

評価部位	応力の種類	計算値 (MPa)	評価基準値 (MPa) (注1)
バスケットプレート (横板)	応力強さ	17	143
バスケットプレート (縦板)	圧縮応力	8	57

(注 1) 応力強さに対する基準値は S_u 、圧縮応力に対する基準値は $1.5f_c^*$ である。

表 6 津波荷重を包絡する設計荷重作用時の一次蓋の横ずれ評価結果

評価項目	計算値 (N)	評価基準 (N) (注1)
一次蓋の慣性力	1.09×10^6	2.01×10^6

(注 1) 一次蓋ボルトの締付力による摩擦力

表 7 津波荷重が外筒に作用した場合の評価結果

評価部位	応力の種類	計算値 (MPa)	評価基準値 (MPa) (注1)
外筒	曲げ応力	25	324
	せん断応力	36	187

(注 1) 曲げ応力に対する基準値は $2/3S_u$ 、せん断応力に対する基準値は $2/3S_u/\sqrt{3}$ である。

4. 参考文献

- (1) (社) 日本機械学会、「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 (2007 年版) (JSME S FA1-2007)」、(2007)

津波荷重作用時の特定兼用キャスクの機能維持評価

1. 概要

本資料は、津波荷重作用時においても Hitz-P24 型の安全機能が損なわれないことを示す。

本評価は、安全機能を担保する構成部材として、閉じ込め機能を担う密封境界部（一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト）、遮蔽機能を担う外筒（ガンマ線遮蔽材で最も板厚が薄く、中性子遮蔽材を支持する部位）、臨界防止機能を担うバスケット及び除熱機能を担う伝熱フィンを評価対象とした。評価の詳細を以下に示す。

2. 津波荷重作用時の機能維持評価

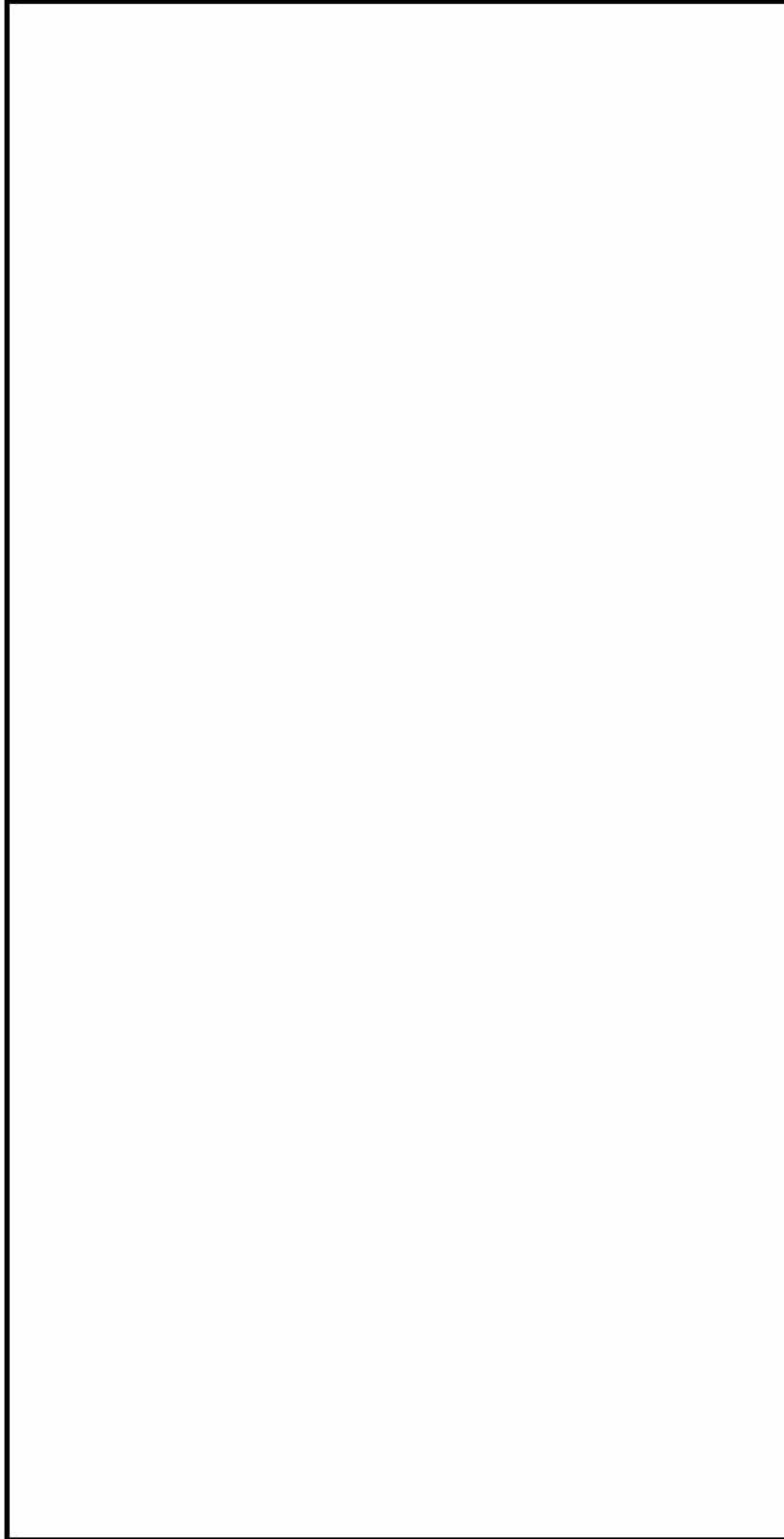
(1) 密封境界部

閉じ込め機能を担う密封境界部（一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト）については、津波荷重を包絡する設計荷重が作用した場合の応力を、有限要素法を用いた ABAQUS コード^(注)により評価する。

a. 解析モデル

設計荷重作用時の Hitz-P24 型の解析モデルとして、別紙 1-1 図に示す三次元 1/2 解析モデルを用いる。本解析モデルは、胴、底板、外筒、底部中性子遮蔽材カバー、一次蓋、蓋部中性子遮蔽材カバー、二次蓋及び三次蓋より構成される。なお、一次蓋、二次蓋及び三次蓋は蓋ボルトにより胴に接続され、蓋と胴との接触が考慮されている。

(注) ABAQUS コードの説明については、補足説明資料 16-7「Hitz-P24 型を通常に取り扱う場合の設計上想定される事象に関する説明資料」参照。



別紙 1-1 図 三次元 1/2 対称解析モデル

b. 荷重条件及び境界条件

設計荷重が作用した場合の Hitz-P24 型に生じる衝撃加速度 G (m/s^2) は次式により求められる。

$$G = \frac{P}{m}$$

ここで、

P : 設計荷重 ($=2.37 \times 10^4 \text{ kN}$)

m : Hitz-P24 型の質量 ($=131.8 \text{ ton}$ (注))

したがって、 $G=180$ (m/s^2) となる。設計荷重作用時の荷重条件及び境界条件を別紙 1-2 図に示す。

(a) 荷重条件

- ・ 衝撃加速度 (180m/s^2) による自重の慣性力が落下方向に働く。
- ・ 内部の収納物等 (内側部及び外側部 3 箇所のバスケット及び燃料集合体) の慣性力が胴内面へ働く。
- ・ 内部の収納物等 (外側部 1 箇所のバスケット及び燃料集合体) の慣性力が固定金具位置に働く。
- ・ 蓋部、底部中性子遮蔽材等の非強度部材は相当重量に応じた荷重を考慮してその荷重受面に分布させる。
- ・ 落下時の上・下部緩衝体反力が、胴及び底板の側面に働く。
- ・ 胴内部圧力、一二次蓋間圧力、二三次蓋間圧力、側部中性子遮蔽材部圧力、蓋部中性子遮蔽材部圧力及び底部中性子遮蔽材部圧力が作用する。
- ・ 温度は輸送状態 (一般の熱的試験条件) の熱解析結果を使用する。

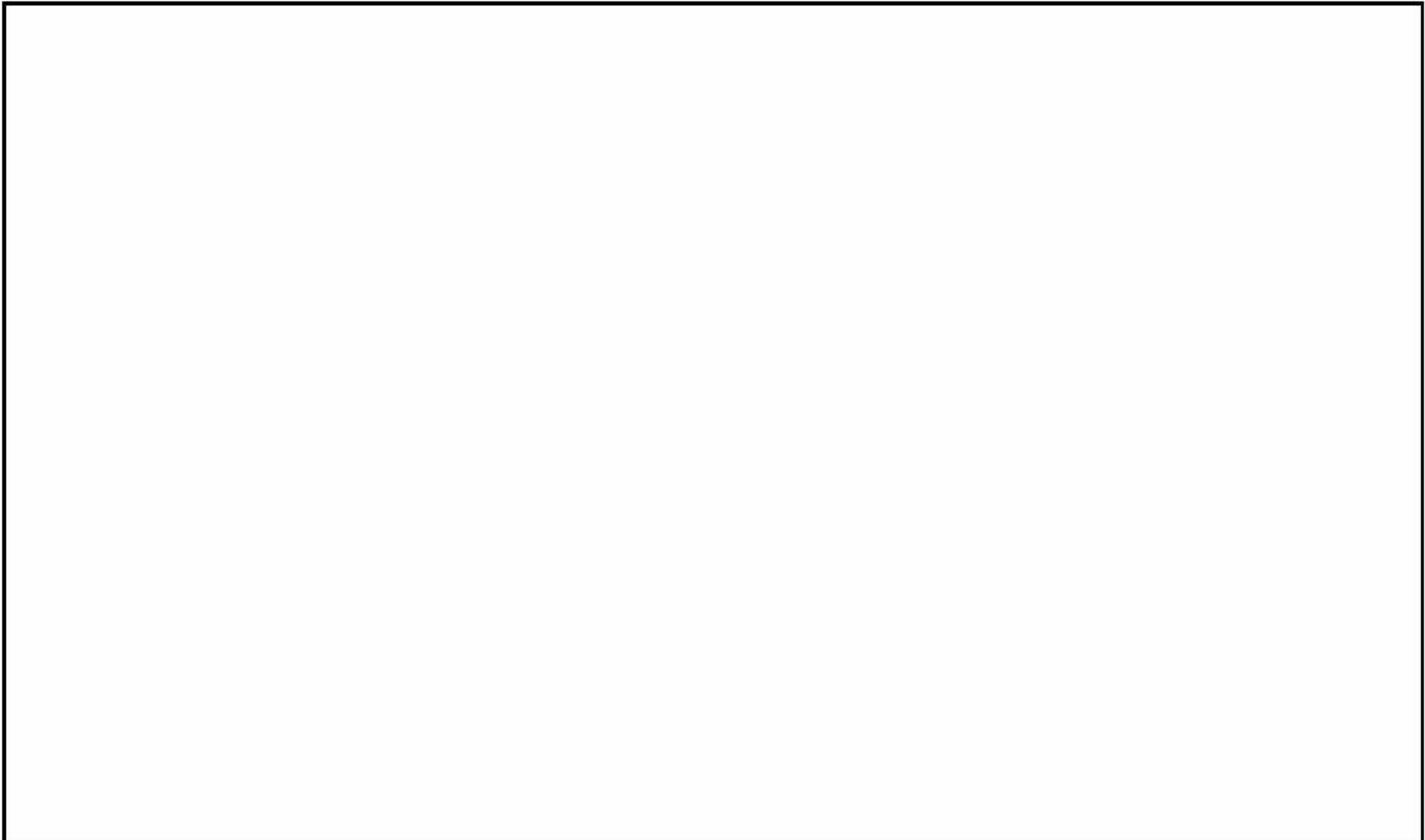
(b) 境界条件

上・下部緩衝体に取り付く面 (反力を受ける面) の上・下 1 箇所に落下方向変位を拘束した。また、 0° - 180° 面の対称面において対称面法線方向の変位を拘束した。

(注) 上・下部緩衝体及び三次蓋を含む輸送時の重量である。



内は商業機密のため、非公開とします。



別紙 1-2 図 設計荷重作用時の荷重条件及び境界条件

c. 評価基準

密封境界部（一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルト）に発生する応力の評価基準値は、金属キャスク構造規格⁽¹⁾を適用した。

(a) 一次蓋密封シール部

$$P_m \leq S_y$$

$$P_L \leq S_y$$

$$P_L + P_b \leq S_y$$

$$P_L + P_b + Q \leq S_y$$

ここで、

P_m : 一次一般膜応力強さ

P_L : 一次局部膜応力強さ

P_b : 一次曲げ応力強さ

Q : 二次応力強さ

S_y : 金属キャスク構造規格⁽¹⁾ 別表 5-8 に示される設計降伏点

(b) 一次蓋ボルト

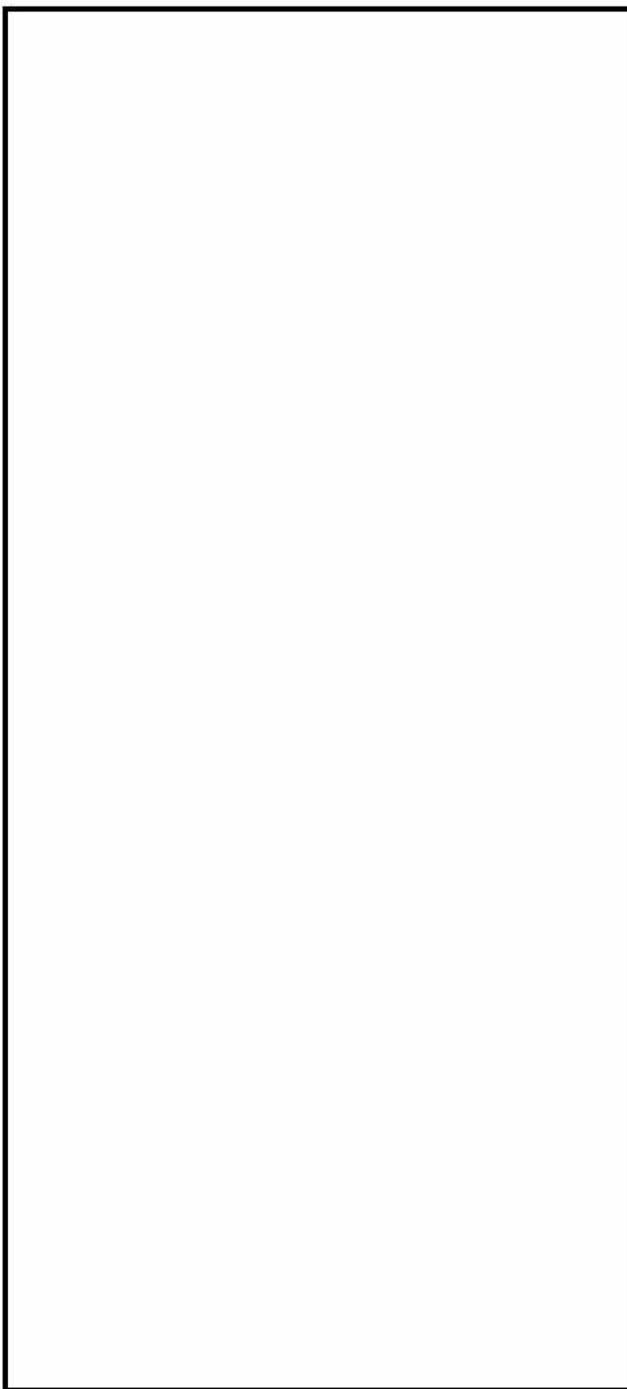
$$(\text{平均引張応力}) \leq S_y$$

$$(\text{平均引張応力} + \text{曲げ応力}) \leq S_y$$

d. 解析結果

応力評価位置（別紙 1-3 図参照）に対する、設計荷重作用時における一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルトの応力評価結果を別紙 1-1 表に示す。

別紙 1-1 表に示すように、一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルトに生じる応力は評価基準を満足する。



評価断面	部 位
①	一次蓋密封シール部 (蓋)
②	一次蓋密封シール部 (胴)

別紙 1-3 図 応力評価位置

別紙 1-1 表 設計荷重作用時における一次蓋密封シール部及び一次蓋ボルトの
応力評価結果

部位	断面 No. (注 1)	応力分類 (注 2) 又は 応力の種類	表面	応力強さ 又は応力 (MPa)	温度 (°C)	評価基準値 (MPa) (注 3)	余裕率 (MS) (注 4)
一次蓋密封 シール部	①	P_L	—	11	130	231	20.0
		P_L+P_b+Q	内	32			6.21
	②	P_L	—	36	140	230	5.38
		P_L+P_b+Q	内	75			2.06
一次蓋 ボルト	—	σ_m	—	213	110	913	3.28
	—	$\sigma_m+\sigma_b$	—	405		913	1.25

(注 1) 別紙 1-3 図参照

(注 2) P_L : 一次局部膜応力強さ、 P_b : 一次曲げ応力強さ、 Q : 二次応力強さ、
 σ_m : 平均引張応力、 $\sigma_m+\sigma_b$: 平均引張応力+曲げ応力

(注 3) 断面①～②に対する基準値は S_y である。

一次蓋ボルトの基準値は S_y である。

(注 4) 余裕率 (MS) = 評価基準値 / 解析結果 - 1

(2) バスケット

臨界防止機能を担うバスケットについては、工学式により発生する応力を評価する。

a. バスケットプレート（横板）

津波荷重を包絡する設計荷重作用時において、バスケットは十分な強度で評価基準を満足することを示す。

設計荷重作用時にバスケットプレート（横板）のうち最も厳しい評価結果となる評価位置（別紙 1-4 図参照）に対して評価を実施する。バスケットプレート（横板）には、燃料集合体、バスケットプレート（横板）自体の慣性力により、曲げ応力が生じる。バスケットプレート（横板）を両端において固定とする単位幅の梁と考えると、両端部断面に生じる曲げ応力 σ_b (MPa) は次式で与えられる。

$$\sigma_b = \frac{M}{Z}$$

$$M = \frac{1}{12} \cdot (w_1 + w_2) \cdot G_H \cdot \ell^2$$

$$Z = \frac{t^2}{6}$$

ここで、M : 曲げモーメント (N・mm/mm)

w_1 : 燃料集合体の単位面積当たりの質量 (kg/mm²)

w_2 : バスケットプレート（横板）の単位面積当たりの質量 (kg/mm²)

G_H : 設計荷重作用時の衝撃加速度 (m/s²)

ℓ : 燃料格子幅 (mm)

Z : 断面係数 (mm³/mm)

t : バスケットプレート（横板）の板厚 (mm)

当該断面に生じるせん断応力 τ は以下で表される。

$$\tau = \frac{F}{A}$$

$$F = \frac{1}{2} \cdot (w_1 + w_2) \cdot G_H \cdot \ell$$

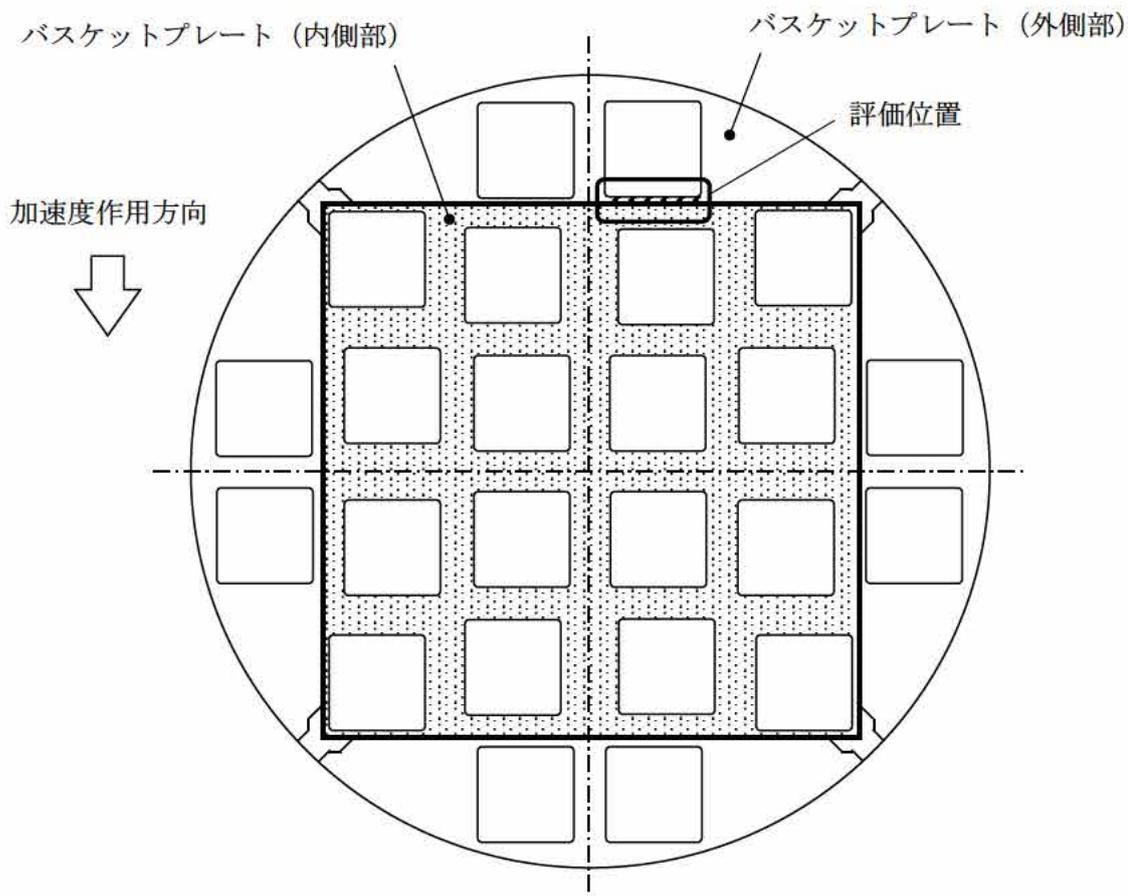
$$A = t$$

ここで、F : 単位長さなりに作用するせん断力 (N/mm)

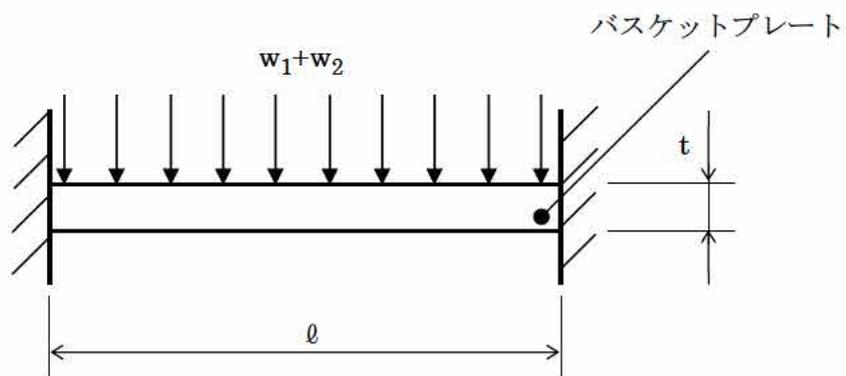
A : 単位長さ当りのせん断断面積 (mm²/mm)

当該断面の応力強さ S は以下で表される。

$$S = \sqrt{\sigma_b^2 + 4\tau^2}$$



(a) 評価位置



(b) 評価モデル

別紙 1-4 図 バスケットプレート (横板) の評価位置及び評価モデル

計算条件と計算結果を別紙 1-2 表に示す。別紙 1-2 表に示すように、津波荷重を包絡する設計荷重作用時においてバスケットに生じる応力は評価基準値を満足する。なお、バスケットに生じる応力は、140℃における降伏応力 78 (MPa) より小さいため、バスケットプレートは塑性変形しない。

別紙 1-2 表 バスケットプレート (横板) の応力計算条件及び計算結果

項目	燃料集合体の 単位面積あたりの質量 : w_1 (kg/mm ²)	バスケットプレート (横板) の単位面積 あたりの質量 : w_2 (kg/mm ²)	衝撃加速度 : G_H (m/s ²)	燃料格子幅 : l (mm)
数値	7.77×10^{-4}	4.08×10^{-5}	180	222

項目	バスケットプレ ート板厚 : t (mm)	曲げ応力 : σ_b (MPa)	せん断 応力: τ (MPa)	応力強さ : S (MPa)	評価基準値 : S_u (MPa)	余裕率 (-)
数値	15	16.1	1.09	17	143	7.41

b. バスケットプレート（縦板）

津波荷重を包絡する設計荷重作用時において、バスケットは十分な強度で評価基準を満足することを示す。

設計荷重作用時にバスケットプレートの縦板のうち最も厳しい評価結果となる評価位置（別紙 1-5 図参照）に対して評価を実施する。別紙 1-5 図に示す位置のバスケットプレートの縦板にはバスケットプレート（内側部）の全体の 1/8 の質量、1.5 体分の燃料集合体の質量による慣性力が荷重として作用する。これより、バスケットプレートの縦板に生じる圧縮応力 σ_c (MPa) は次式で与えられる。

$$\sigma_c = \left(1.5 \frac{W_f}{24} + \frac{1}{8} W_c \right) \cdot \frac{G_H}{L \cdot t}$$

ここで、 W_f : 燃料集合体全数の質量 (kg)

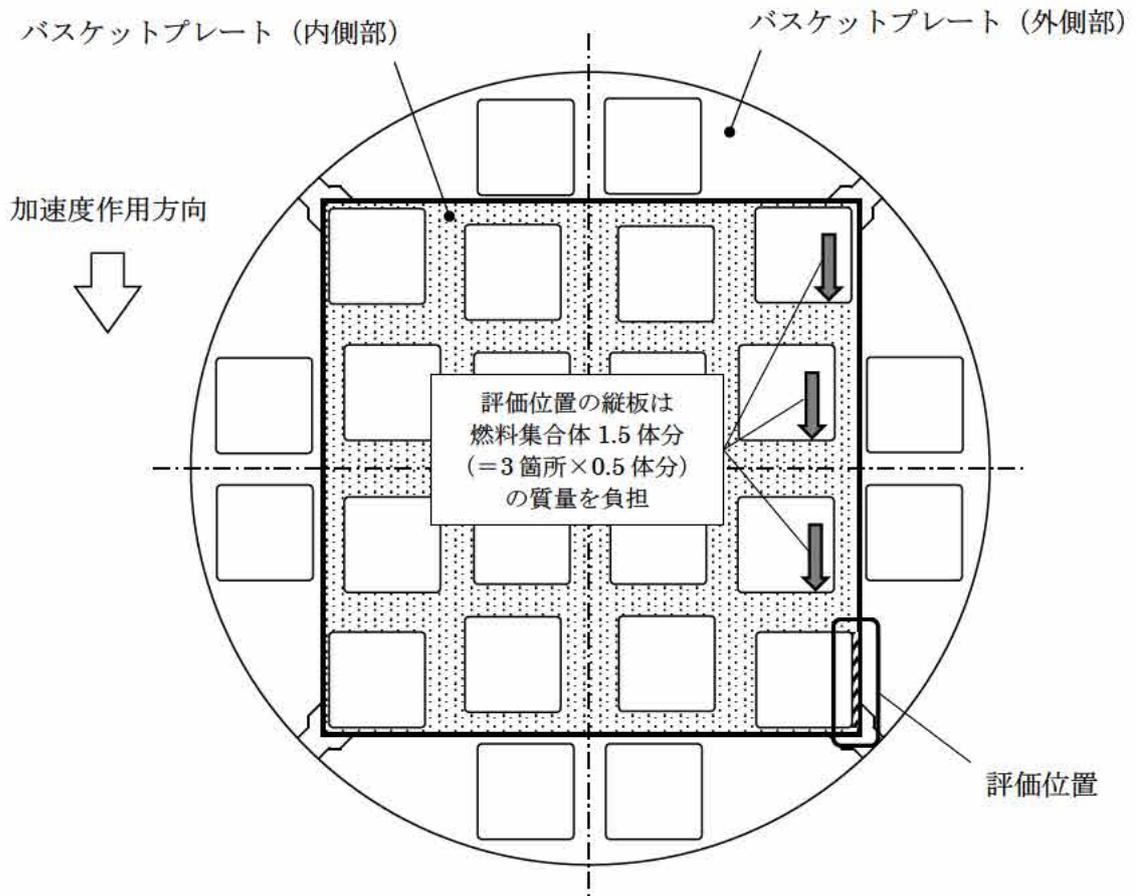
W_c : バスケットプレート（内側部）の質量 (kg)

G_H : 設計荷重作用時の衝撃加速度 (m/s²)

L : バスケットプレート全長 (mm)

t : バスケットプレート（縦板）の板厚 (mm)

計算条件と計算結果を別紙 1-3 表に示す。



別紙 1-5 図 バスケットプレート (縦板) の評価位置及び評価モデル

別紙 1-3 表 バスケットプレート (縦板) の応力計算条件及び計算結果

項目	燃料集合体 全数の質量 : W_f (kg)	バスケット プレート (内側部) の質量 : W_e (kg)	衝撃加速度 : G_H (m/s^2)	バスケット プレート全長 : L (mm)	バスケット プレートの 板厚 : t (mm)	圧縮 応力 : σ_c (MPa)
数値	16700	4700	180	4145	10	8

次に許容応力を求める。

バスケットの有効細長比 λ は、次式により与えられる。

$$\lambda = \frac{\ell_k}{i}$$

ここで、 ℓ_k : 座屈長さ (両端固定) (mm)

i : 座屈軸についての断面二次半径 (mm)

$$i = \sqrt{\frac{I}{A}}$$

I : 断面二次モーメント (mm⁴/mm)

$$I = \frac{1}{12} \cdot t^3$$

t : バスケットプレート板厚 (mm)

A : 断面積 (mm²/mm)

$$A = t$$

また、バスケットの限界細長比 Λ は、次式により与えられる。

$$\Lambda = \sqrt{\frac{\pi^2 E}{0.6 F^*}}$$

ここで、 E : バスケットの縦弾性係数 (MPa)

F^* : 設計降伏点の 1.2 倍又は設計引張強さの 0.7 倍のいずれか小さい方の値 (MPa)

バスケット格子の有効細長比は、限界細長比より小さいので、許容圧縮応力 $1.5f_c^*$ (MPa) は、次式により与えられる。

$$1.5f_c^* = 1.5 \left\{ 1 - 0.4 \cdot \left(\frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2 \right\} \cdot \frac{F^*}{\nu}$$

ここで、 ν : $\nu = 1.5 + \frac{2}{3} \left(\frac{\lambda}{\Lambda} \right)^2$

許容応力計算条件と計算結果を別紙 1-4 表に示す。バスケットに生じる圧縮応力は別紙 1-3 表に示すとおり 8 (MPa) であり、別紙 1-4 表に示す許容圧縮応力 57 (MPa) を満足する。

別紙 1-4 表 バスケットプレート（縦板）の許容応力計算条件及び計算結果

項目	バスケット プレート 板厚:t (mm)	座屈長さ : l_k (mm)	断面積:A (mm ² /mm)	バスケットプ レーターの縦弾 性係数:E (MPa)	F* 値 (MPa)	許容圧縮応力 : $1.5f_c^*$ (MPa)
数値	10	222	10	69740	83	57

(3) 外筒

津波荷重作用時の外筒の評価は、外筒の全体挙動に関する評価と、漂流物が外筒に衝突する局所の評価を行う。

a. 外筒の全体挙動に関する評価

外筒の全体挙動に関する評価モデルを別紙 1-6 に示す。津波波力は、保守的に特定兼用キャスクに作用する総荷重を外筒のみに等分布荷重として作用させる。また、漂流物衝突荷重は、外筒の長さ方向（キャスク軸方向）の中央位置に保守的に集中荷重として作用させる。

別紙 1-9 図に示す外筒（中央部）には曲げ応力 σ_{b1} が、外筒端部には曲げ応力 σ_{b2} 及びせん断応力 τ が生じる。曲げ応力（ σ_{b1} 及び σ_{b2} ）及びせん断応力 τ は次式で与えられる。

$$\sigma_{b1} = \frac{M_1}{Z}$$

$$\sigma_{b2} = \frac{M_2}{Z}$$

$$\tau = \frac{P}{A}$$

ここで、

M_1 : 外筒中央部に生じる曲げモーメント (N・mm)

$$M_1 = \frac{1}{24} P_t \cdot L + \frac{1}{8} P_c \cdot L$$

M_2 : 外筒端部に生じる曲げモーメント (N・mm)

$$M_2 = \frac{1}{12} P_t \cdot L + \frac{1}{8} P_c \cdot L$$

P_t : 津波波力 (N)

P_c : 漂流物衝突荷重 (N)

P : 津波荷重 (N)

L : 外筒長さ (N)

Z : 断面係数 (mm³)

$$Z = \frac{\pi(d_o^4 - d_i^4)}{32d_o}$$

A : 断面積 (mm²)

$$A = \frac{\pi(d_o^2 - d_i^2)}{4}$$

d_o : 外筒外径 (mm)

d_i : 外筒内径 (mm)

津波荷重作用時の外筒の応力計算条件及び計算結果を別紙 1-5 に示す。別紙 1-5 に示すとおり、外筒に発生する応力は評価基準を満足する。



別紙 1-6 外筒の全体挙動に関する評価モデル

別紙 1-5 津波荷重作用時の外筒の応力計算条件及び計算結果

項目	津波波力 : P_t (N)	漂流物 衝突荷重 : P_c (N)	津波荷重 : P (N)	外筒長さ : L (mm)	曲げモーメント : M_1 (N・mm)
数値	3.79×10^6	1.97×10^6	5.75×10^6	4442	1.80×10^9

項目	曲げモーメント : M_2 (N・mm)	外筒外径 : d_c (mm)	外筒内径 : d_c (mm)	断面係数 : Z (mm ³)	断面積 : A (mm ²)
数値	2.50×10^9	2571	2531	1.01×10^8	1.60×10^5

項目	曲げ応力 : σ_{b1} (MPa)	曲げ応力 : σ_{b2} (MPa)	評価基準値 : $1.5f_b$ (MPa)	せん断応力 : τ (MPa)	評価基準値 : $1.5f_s$ (MPa)
数値	18	25	324	36	187

b. 漂流物が外筒に衝突する局所の評価

外筒がせん断破壊を引き起こすのに必要な漂流物の外径 d (mm) は次式 (2) により求められる。

$$d = \frac{F}{\pi \cdot t \cdot S}$$

ここで、

F : 外筒に作用する荷重 (N)

t : 外筒の板厚 (mm)

S : せん断強さ (MPa)

なお、外筒に作用する荷重としては、漂流物衝突荷重と漂流物の衝突部に作用する津波波力が同時に作用した場合の荷重を用いる。漂流物の衝突部に作用する津波波力 P_t (kN) は次式により求められる。

$$P_t = \frac{\pi}{4} \cdot d^2 \cdot P_w$$

ここで、

P_w : 漂流物の衝突部に作用する津波波圧 (kN/mm²)

外筒がせん断破壊を引き起こすのに必要な漂流物の外径の計算条件及び計算結果を別紙 1-6 表に示す。

外筒にせん断破壊が発生するためには、漂流物の外径が約 113mm 以下である必要がある。本評価では、兼用キャスク告示に基づいて津波荷重を算定する際の漂流物の質量を 100t としているが、質量 100t 級の船舶を想定すると、船舶の Hitz-P24 型への衝突範囲は 113mm よりも十分大きいと考えられる。よって、外筒は漂流物の衝突位置において局所的に塑性変形する可能性はあるが、破断しない。

別紙 1-6 表 外筒がせん断破壊を引き起こすのに必要な漂流物の外径の
計算条件及び計算結果

項目	作用する荷重 : F (N)	板厚 : t (mm)	せん断強さ : S (MPa)	せん断破壊に必要な 漂流物の外径 : d (mm)
数値	1.98×10^6 (注 1)	20	281 (注 2)	113

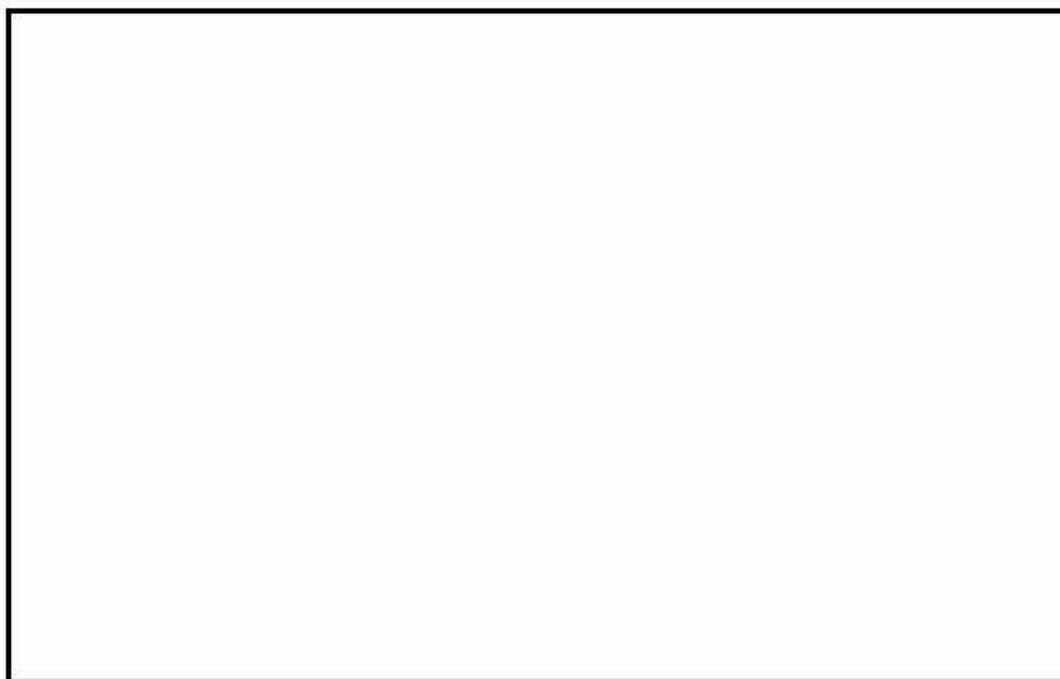
(注 1) 漂流物衝突荷重 (1.97×10^6 N) と、漂流物の衝突部に作用する津波波力 (3.05×10^3 N) が同時に作用した場合の荷重

(注 2) せん断強さはせん断ひずみエネルギー説に基づき設計引張強さの $1/\sqrt{3}$ とする。ここで、外筒の材料 (SM520B) の貯蔵時の最高使用温度 130°C における設計引張強さは 487MPa であるため、せん断強さは 281MPa である。

(4) 伝熱フィン

(3) 項に示すとおり、伝熱フィンの外側に取付けられる外筒に直接津波荷重が作用しても、外筒に発生する応力は降伏応力 ($S_y=305\text{MPa}$) 以下であり、外筒の全体形状は維持される。また、漂流物の衝突位置では局所的に外筒が塑性変形する可能性はあるが、破断しない。

よって、漂流物の衝突位置を除く伝熱フィンには津波荷重による慣性力のみが作用する。ただし、伝熱フィンは伝熱フィン両側に位置する中性子遮蔽材により支えられるため、伝熱フィンへの影響はない (別紙 1-7 図参照)。また、漂流物の衝突位置では局所的に外筒が塑性変形することに伴い、伝熱フィンも局所的に塑性変形が生じる可能性があるが、伝熱フィンは外筒よりも大きな延性を有するため、伝熱フィンが破断することはない。したがって、伝熱フィンの除熱機能が失われることはない。



別紙 1-7 図 水平方向加速度により伝熱フィンに作用する荷重

(5) 一次蓋の横ずれ評価

設計荷重により一次蓋に慣性力が作用した場合に、閉じ込め機能の維持の観点から、一次蓋に横ずれが生じないことを確認する。

一次蓋に作用する慣性力 F (N) は次式で与えられる。

$$F = M \cdot G$$

$$G = \frac{P}{m}$$

ここで、

M : 一次蓋の質量 (kg)

G : Hitz-P24 型に作用する加速度 (m/s^2)

P : 設計荷重 (kN)

m : Hitz-P24 型の質量 (t)

一次蓋慣性力の計算条件及び計算結果を別紙 1-7 表に示す。

別紙 1-7 表 一次蓋慣性力の計算条件及び計算結果

項目	一次蓋質量 : M (kg)	設計荷重 : P (kN)	Hitz-P24 型の質量 : m (t)	一次蓋 慣性力 : F (N)
数値	6010	2.37×10^4	131.8	1.09×10^6

一次蓋とフランジの間に作用する摩擦力 R (N) は次式で与えられる。

$$R = \mu \cdot N$$

$$N = F_B \cdot n$$

ここで、

μ : 摩擦係数 (-)

N : 一次蓋の締付力 (N)

F_B : 一次蓋ボルトの初期締付力 (N)

n : ボルト本数 (-)

摩擦力の計算条件及び計算結果を別紙 1-8 表に示す。一次蓋に作用する慣性力は別紙 1-6 表に示すとおり 1.09×10^6 (N) であり、別紙 1-7 表に示す摩擦力 2.01×10^6 (N) より小さい。よって、一次蓋の横ずれは発生しない。

別紙 1-8 表 摩擦力の計算条件及び計算結果

項目	摩擦係数 : μ (-)	一次蓋ボルト の初期締付力 : F_B (N)	ボルト 本数 : n (-)	摩擦力 : R (N)
数値				2.01×10^6



3. 参考文献

- (1) (社) 日本機械学会、「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 (2007年版) (JSME S FA1-2007)」、(2007)
- (2) (一社) 日本原子力学会、「使用済燃料・混合酸化物新燃料・高レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準：2013 (AESJ-SC-F006：2013)」、(2013)